

『西川において不法係留船に対する簡易代執行を実施します』

平成27年2月23日
国土交通省
遠賀川河川事務所

遠賀川河口域における不法係留船対策におきましては、平成27年1月21日簡易代執行に係る監督処分のお知らせを行いましたが、撤去期限であった平成27年2月22日までに所有者による撤去がなされず、当方への申し出などありませんでした。よって、下記のとおり河川管理者による簡易代執行（強制撤去）を実施しますので、お知らせします。

記

1.簡易代執行実施日：平成27年2月27日（金）

2.作業工程（予定）：10:00 簡易代執行開始宣言
10:10 執行対象物件の撤去作業開始
※撤去作業は1時間程度の予定です。

3.執行本部及び物件保管場所：福岡県遠賀郡遠賀町大字若松字堂塔寺 2442-1 地先
（西川 左岸 2k100付近 島津橋下流側 別添図面参照）

※簡易代執行開始宣言は、撤去物件前で行いますので、ご注意下さい。

※不法係留船に対する簡易代執行について

不法係留船のうち、過失無く行政指導を行うべき所有者が確知出来ず（所有者不明）かつ、船舶としての機能を有し、盗難届等が提出されていない船舶については、監督処分の撤去期限までに撤去されない場合又は船舶所有者が名乗り出ない場合は、河川法第75条の規定に基づき簡易代執行として、強制撤去を実施します。

【同時発表記者クラブ】

北九州地区記者クラブ
直方地区記者クラブ
（資料持ち込み）

【この記者発表に関する問い合わせ先】

国土交通省 遠賀川河川事務所 技術副所長 平松 英樹
● 占用調整課長 小田 誠揮
TEL 0949-22-1830(代表)
FAX 0949-23-3487(占用調整課)

2. 簡易代執行対象船

●西川右岸1k400付近

